

## わかやまジビエ加工品開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、わかやまジビエの消費拡大及び普及のため、わかやまジビエを活用した加工品を新たに開発しようとする県内に事業所を有する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下、「規則」という。）、及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「わかやまジビエ」とは、県内で捕獲され、県内食肉処理施設で処理加工された野生イノシシ肉及びシカ肉のことをいう。

### (事業実施主体)

第3 この要綱において「事業実施主体」とは、わかやまジビエを活用した加工品を新たに開発しようとする県内に事業所を有する以下の各号に掲げる者とする。

(1) 食品衛生法第55条の許可を受けた次の事業者

- ・食肉販売業
- ・食肉処理業
- ・食肉製品製造業

(2) 愛玩動物用飼料の安全確保に関する法律第9条の届出を行っている製造業者

### (事業内容及び対象取組)

第4 補助金の対象となる事業は、事業実施主体がわかやまジビエ加工品開発支援事業計画書（わかやまジビエを使用し、新規加工品の開発に取り組む計画をいう。以下、「事業計画書」（別記第1号様式）という。）に基づきわかやまジビエの新規加工品開発に係る取組とする。

### (補助率及び補助金の額、補助対象経費)

第5 補助率及び補助対象となる経費は別表1、2のとおりとする。

### (事業要件)

第6 事業要件は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 開発する加工品には、わかやまジビエを活用すること
- (2) 加工品に使用する食肉割合は、わかやまジビエを最も多く含めること
- (3) 加工品は、食用あるいは愛玩動物用飼料であること

- (4) わかやまジビエ衛生管理ガイドラインに基づく調理を行っている加工品であること
- (5) 国庫補助事業など、その他補助事業の対象となっていないこと

(交付申請書の添付書類の様式)

第7 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	
収支予算書	別記第2号様式	各1部

2 この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第8 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の30パーセント以下の区分変更を除く。）を変更しようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号のイに該当しない経費の配分の変更については、実績報告をもって代えることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 本補助金にかかる証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(5) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアの規定により減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第9 第8の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、わかやまジビエ加工品開発支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第10 第8の(1)のア、イの規定により事業の変更をしようとする場合には、わかやまジビエ加工品開発支援事業変更交付申請書（別記第5号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 事業実施主体は事業が完了した後、速やかに知事に規則第13条に規定するわかやまジビエ加工品開発支援事業実績報告書を提出すること。添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第1号様式	各1部	補助事業完了後30日以内 又は当該年度の2月末のいずれか早い日
収支精算書	別記第2号様式		

(概算払)

第12 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定による概算払を受けようとするときは、わかやまジビエ加工品開発支援事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）にその請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第13 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在する場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和7年11月14日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表1（第4、5関係）

対象となる取組内容	補助率及び補助金額
事業計画書に基づき、わかやまジビエを活用した加工品開発に係る取組	1/2以内 (1事業者あたり200千円を上限とする。 千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。)

別表2（第5関係）

対象となる補助経費

区分	細目	内容
物件費	消耗品費	商品開発等の試作に係る包装資材等の消耗資材・用具、原材料等の購入に要する経費
	役務費	商品開発に伴う微生物、栄養成分等の検査費用及び商標等の登録に要する経費
	通信運搬費	商品試作の発送等に要する経費
	使用料及び賃借料	商品開発等に必要な加工機械又は加工施設のリース、レンタル等に要する経費、試作会の会場手配等に要する経費
	旅費	商品開発等に必要な視察等に係る交通費及び宿泊費に要する経費
委託費		商品開発に係るコンサルティング会社等への委託料、試作品の製造に係る委託料、パッケージ制作およびデザインの外注費として支払われる経費
謝金		商品開発やPRに必要な指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼として支払われる経費